

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供について

1.派遣事業所データ

許可番号	派13-303290
許可年月日	01/12/2007
名称	株式会社クリアティブ
代表者の氏名	國分 大作
事業所の名称	株式会社クリアティブ 東京本社
事業所の所在地	〒205-0001東京都羽村市小作台1-21-10
TEL	042-570-2324

2.労働者派遣等実績

派遣労働者の数（2020年11月30日時点）	194名（1日あたり）
派遣先事業所の数（2020年）	12事業所
マージン率（2020年）	23,87%
労働者派遣の料金（2020年）	1日（8時間あたり）の平均額 10,659円
派遣労働者の賃金（2020年）	1日（8時間あたり）の平均額 8,109円

3.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育訓練を実施しています。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	賃金支給	派遣労働者の費用負担の有無
①ビジネスマナー（あいさつ・身だしなみ・報連相）	入社時	off-jt	派遣元	有給	費用負担なし
②品質管理	入社1・2・3年目	off-jt	派遣元	有給	費用負担なし
③製造現場の基礎知識	入社1・2・3年目	off-jt	派遣元	有給	費用負担なし
④ロジスティクス研修	入社1・2・3年目	off-jt	派遣元	有給	費用負担なし

派遣労働者の皆様のキャリアアップを図るため、

以下のような段階的かつ体系的な教育訓練を行い、スキルアップの機会を提供してまいります。

- ・入社時の教育訓練
- ・ビジネスマナーの習得
- ・コミュニケーション能力、基礎学力を高める基本教育プログラム 等

上記の教育訓練は有給無償で実施することとし、

1年を超える雇用見込みがある方については、概ね年間合計8時間の教育訓練を実施してまいります。

また、キャリア・コンサルティング担当者を選任し、

希望者の方に対し、キャリアに関する相談・指導・助言等を行ってまいります。

キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先

所属 本社 営業開発課	TEL 042-570-2324
-------------	------------------

4.その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等、弊社の運営経費等を含んだものです。

5.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

当事業所では労使協定を締結しておりません。